

令和 6 年 9 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 等 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第68号	大阪広域水道企業団規約-----	1
・議案第69号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約-----	3
・議案第73号	大東市市税条例	
	(1) 公布の日施行分-----	5
	(2) 令和7年4月1日施行分-----	5
	(3) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化 を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改 正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第 2号に掲げる規定の施行の日施行分-----	7
	(4) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の 施行の日の属する年の翌年の1月1日施行分-----	13

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
<u>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市</u> 、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

主要改正点

- ・大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加したこと。

旧
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
<u>藤井寺市</u> 、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

議案第69号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

新	
本則 (略)	
別表第1 (第4条関係)	
項	関係市町村において行う事務
1	(略)
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付
別表第2 (第17条関係)	
(略)	
備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。	

主要改正点

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、現行の被保険者証及び被保険者資格証明書が発行されなくなることに伴い、関係市町村において行う事務を変更したこと。

旧	
本則 (略)	
別表第1 (第4条関係)	
項	関係市町村において行う事務
1	(略)
2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
別表第2 (第17条関係)	
(略)	
備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく人口による。	

議案第73号

大東市市税条例 新旧対照表

新
<公布の日施行分>
本則 (略)
附 則
第1条 ~ 第5条 (略)
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 <u>法附則第4条の5第3項</u> の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに <u>法附則第4条の5第3項</u> の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第6条の2 ~ 第29条 (略)
<令和7年4月1日施行分>
第1条 ~ 第54条 (略)
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第55条 (略)
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、

主要改正点

- ・地方税法等の改正に伴い、条文中の文言の整理を行ったこと。

旧
本則 (略)
附 則
第1条 ~ 第5条 (略)
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、 <u>法附則第4条の4第3項</u> の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに <u>法附則第4条の4第3項</u> の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第6条の2 ~ 第29条 (略)
第1条 ~ 第54条 (略)
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第55条 (略)
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、

新

償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第145条 (略)

＜情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日施行分＞

第1条 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 (略)

旧

償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) (略)

第57条 ～ 第145条 (略)

第1条 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 (略)

新

2 ～ 7 (略)

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 ～ 第63条 (略)

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 (略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

第63条の3 ～ 第88条 (略)

（種別割の減免）

第89条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は

旧

2 ～ 7 (略)

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 ～ 第63条 (略)

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 (略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (4) (略)

2 (略)

第63条の3 ～ 第88条 (略)

（種別割の減免）

第89条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は

新

法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ～ (8) (略)

3 (略)

第90条 ～ 第139条の2 (略)

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の13 (略)

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条の14 (略)

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ～ (3) (略)

第140条の15 ～ 第145条 (略)

附 則

旧

法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) ～ (8) (略)

3 (略)

第90条 ～ 第139条の2 (略)

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 (略)

2 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (3) (略)

3 (略)

第140条 ～ 第140条の13 (略)

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条の14 (略)

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ～ (3) (略)

第140条の15 ～ 第145条 (略)

附 則

新

第1条 ～ 第20条の5 (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条の6 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (6) (略)

第21条 ～ 第29条 (略)

<公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行分>

本則 (略)

附 則

第1条 ～ 第4条 (略)

旧

第1条 ～ 第20条の5 (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条の6 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ～ (6) (略)

第21条 ～ 第29条 (略)

本則 (略)

附 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する

新

第5条 ～ 第29条 (略)

旧

財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条 ～ 第29条 (略)

印刷物番号

6 - 4 0
